

小坂町家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町が交付する家庭用生ごみ処理機等購入費補助金（以下、「補助金」という。）については小坂町財務規則（昭和39年小坂町規則第1号）に規定するもののほか、この要綱に定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は町が脱炭素社会の実現を推進することを目的に、家庭から排出される生ごみの堆肥化を奨励し、生ごみの減量化を図るため、電動式生ごみ処理機（以下、「電動式」という。）または非電動式生ごみ処理器（以下、「非電動式」という。）の購入する者に対し、その一部を補助するものである。

(用語の定義)

第3条 この要綱において次の各号のとおり用語を規定する

- (1) 電動式生ごみ処理機（以下、「電動式」という。）とは、家庭用生ごみ処理機と称するもので、主として屋内で家庭用電源を使用し、生ごみの減量化、堆肥化を図れるものとする。
- (2) 非電動式生ごみ処理器（以下、「非電動式」という。）とは、屋外用コンポストや屋内用生ごみ発酵用容器などと称し、電源を使用しない生ごみ処理器をいう。

(補助対象者及び補助対象台数)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は次の各号に該当する者とする。

- (1) 申請時において町民であり、小坂町内に現に居住していること
 - (2) 電動式及び非電動式を設置する敷地を有していること
 - (3) 生ごみを堆肥化または減量化できると認められること
 - (4) 町税等に滞納がないこと
- 2 補助金の対象となる電動式及び非電動式の台数は次のとおり規定する。
ただし、1世帯とは居住宅1棟とする。
- (1) 電動式については1世帯1台
 - (2) 非電動式については1世帯3台以内
- 3 電動式及び非電動式の重複補助は認めないものとする。

(補助対象金額)

第5条 補助金の額は、電動式（付属品及び消費税の額を含む）については購入金額の2分の1以内とし、上限額を60,000円とする。また、非電動式（導入剤、薬剤、付属品及び消費税の額を含む）については、1台あたりの購入金額を2分の1以内とし、上限額を15,000円とする。

- 2 電動式及び非電動式いずれの購入も1世帯1回のみの補助とする。

(補助対象者の負担)

第6条 この要綱により購入し、補助金の交付を受けた電動式及び非電動式の機器について、購入後に発生するすべての経費は補助対象者の負担とする。

- (1) 電気料、消耗品費、薬剤等の導入費用
- (2) 経年劣化、破損等により使用出来なくなった場合の再購入費または処分費
- (3) 突発的な故障、天災、第三者による被害などによる修理代

(補助申請)

第7条 補助金の交付を受けようとするもの（以下、「申請者」という。）は申請書（様式第1号）に販売店の購入証明を受け、領収書を添付し、電動式または、非電動式購入の日から2ヵ月以内に補助金請求書（様式第2号）とともに町に提出しなければならない。

(補助決定)

第8条 町は第7条に規定する書類の提出を受けたときは、速やかに内容を精査し、申請者に補助決定通知書（様式第3号）及び実績報告書（様式第4号）を通知し、遅延することなく補助金を交付するものとする。

- 2 申請者は、補助金の交付を受けたのち、速やかに実績報告書を町に提出するものとする。

(庶務)

第9条 本要綱に規定する事務は、町民課町民生活班において処理するものとする。

- 2 本要綱により提出を受けた書類等は10年の保管とする。

(その他)

第10条 本要綱に定めのない事項は都度協議し、町が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。